

2019年5月14日



各 位

会 社 名 株式会社 宮 崎 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 平 野 亘 也
(コード番号 : 8 3 9 3 東証第一部、福証)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 日 高 啓 司
(T E L 0 9 8 5 - 3 2 - 8 2 1 2)

株式報酬型ストック・オプションの行使条件変更に関するお知らせ

株式会社 宮崎銀行(頭取 平野 亘也)は、本日開催の取締役会において、過去に株式報酬型ストック・オプションとして発行した新株予約権の行使条件の一部を変更することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件につきましては、2019年6月27日開催予定の第134期定時株主総会における「株式報酬型ストック・オプションの行使条件の一部変更の件」が承認可決されることを条件として、効力が発生するものといたします。

記

1. 変更理由

2019年6月27日より新株予約権の割当て対象者として、執行役員を加えることに伴い、必要事項を変更するものであります。

2. 行使条件を変更する新株予約権

- (1) 2013年6月27日開催の取締役会決議により発行された第1回新株予約権
- (2) 2014年6月26日開催の取締役会決議により発行された第2回新株予約権
- (3) 2015年6月25日開催の取締役会決議により発行された第3回新株予約権
- (4) 2016年6月24日開催の取締役会決議により発行された第4回新株予約権
- (5) 2017年6月27日開催の取締役会決議により発行された第5回新株予約権
- (6) 2018年6月26日開催の取締役会決議により発行された第6回新株予約権

3. 変更内容

変更前	変更後
【新株予約権の行使条件】 新株予約権者は、新株予約権を行使できる期間内において、原則として、 <u>当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができるものとする</u> など、新株予約権の行使の条件につきましては取締役会において定めることといたします。	【新株予約権の行使条件】 新株予約権者は、新株予約権を行使できる期間内において、原則として、 <u>当行の取締役(監査等委員である取締役および非常勤取締役を除く)および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができるものとする</u> など、新株予約権の行使の条件につきましては取締役会において定めることといたします。

以 上